

市内認可保育所

平成26年4月の新規入所児童を受け付けします 

申・問福祉課子育て支援係 ☎6717

■市内認可保育所一覧 ※見学する場合は、各施設にお申し込みください。

施設名	住所	電話番号	施設名	住所	電話番号
十和田湖保育園	奥瀬字十和田湖畔休屋16-195	752251	白菊かねざき保育園	西二十二番町28-15	234369
みきの保育園	西三番町22-35	233644	白菊保育園	東六番町1-24	232997
とわだこ中央保育園	奥瀬字中平211	703061	第二白菊保育園	元町西三丁目11-18	233829
友愛保育園	東十二番町4-26	233098	第三白菊保育園	東三番町9-71	233363
第二友愛保育園	西十一番町28-24	234514	第四白菊保育園	洞内字沼田野162	272508
第三友愛保育園	西十四番町50-18	234792	第五白菊保育園	西二十三番町1-33	221903
ひかり保育園	穂並町4-60	233446	十和田乳児保育園	東三番町9-71	237119
豊ヶ岡保育所	八斗沢字家ノ下465	273466	八郷保育園	赤沼字下平363-359	226206
まきばの保育園	東二十三番町17-1	221456	すずらん保育園	相坂字小林130-6	222590
まるく保育園	深持字佐々木平234-1	214703	小さな森保育園	西二十一番町6-14	234793
十和田めぐみ保育園	西一番町5-51	220141	緑と太陽の保育園	東一番町10-18	243088

▶各施設の保育内容は、子育てサポートブック「ハッピーキッズ」または市ホームページで確認するか、福祉課子育て支援係へお問い合わせください。

■入所できるお子さん・世帯

零歳から就学前までのお子さんで、就労（自営業、内職含む）、出産、病気、看護などにより、同居の親族がごなたも保育できない世帯

■申込受付期間

2月10日（月）～16日（日）
午前8時30分～午後7時
※土・日・祝日は午前9時～午後4時30分

■申し込みに必要な書類

①入所申込書（2月3日（月）から配布します）
②税関関係の書類

▼両親などが給与所得者のかた
平成25年分源泉徴収票（確定申告をしたかたはその写し）

▼両親などが農業・自営業な
どののかた
平成25年分の所得税の確定申告書または平成26年度市・県民税申告書の写し

※平成25年1月2日以降に転入されたかたで、所得税が両親など共に非課税の場合は「平成25年度市民税所得課税証明書（平成24年分所得）」も必要です。市民税

所得課税証明書は、前住所地の市町村から交付を受け

てください。

③就労状況申告（証明）書

両親のほかに同居している60歳未満のかた（就学生などを除く）全員分が必要です。

④そのほか必要な書類

▼病気や看護などにより保育ができないかた
病状調査票（聞き取りにより作成します）

▼出産の場合

母子健康手帳の写し
ひとり親世帯のかた

「ひとり親家庭等医療費受給資格証」の写し、または戸籍謄本

▼上のお子さんが幼稚園や認定こども園に入園しているかた
在園証明書

※①③の用紙および在園証明書は福祉課子育て支援係に備え付けています。

■入所決定

受付期間内に申し込まれたかたの中から、勤務状況などにより入所を決定します（先着順ではありません）。

第1希望の保育所に入所できなかった場合は、第2、第3希望の保育所になるか、空きが出るまで待機していただくこととなります。

■保育料の算定

保育料は、両親またはその家庭の生計を担うと判断されるかたの所得税額などで決定します。

▼同時入所の場合の軽減

上のお子さんが幼稚園や認定こども園へ入園している場合を含め、年齢の高い順番で数える1人目の保育料は全額を負担、2人目は半額、3人目以降は無料になります。

▼第3子以降の軽減

3歳未満で第3子以降のお子さんが入所する場合は、保育料が軽減されます。ただし、お子さん全員分の保険証の写しが必要です。

※便利な口座振替制度

毎月の保育料は口座振替で納めることができます。手続きは金融機関か福祉課子育て支援係で受け付けていますので、引き落としを希望する口座番号が分かるものと通帳に使用している印鑑をお持ちください。

